

特別養護老人ホームくりや苑(指定介護福祉施設サービス)利用料金表

1. 介護保険自己負担部分

(単位:円)

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護保険負担割合										
A 介護保険自己負担額(月額)	633	1,267	700	1,401	772	1,545	839	1,679	908	1,813
B 加算項目自己負担額計(月額)	104	208	104	208	104	208	104	208	104	208
C 自己負担額合計(月額)=A+B	737	1,475	804	1,609	876	1,753	943	1,887	1,010	2,021
D 自己負担額合計(月額)=C×30日×1.059	23,414	46,060	25,543	51,117	27,830	55,692	29,059	59,049	32,087	64,207

* 介護職員処遇改善加算

5.9%

2. 施設利用自己負担部分

(単位:円)

	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		E 食費自己負担額(月額)	300	300	650
F 居住費自己負担額(月額)	*ご利用者ご本人の収入に応じて負担軽減制度があります。	820	820	1,310	1,970
G 自己負担額合計(月額)=E+F		1,120	1,210	1,960	3,570
H 自己負担額合計(月額)=G×(30日)		33,600	36,300	58,800	107,100

* 居住費と食費の上限額の適用(負担軽減)について

施設サービスやショートステイを利用する場合、所得の低い人の居住費と食費は所得の段階に応じて負担上限が定められています。

右表の第1段階から第3段階に該当する人が、上記表の上限額の適用(負担軽減)を受けるためには、住所地の介護保険担当課へ「介護保険負担限度額認定申請書」を提出し、交付された「介護保険負担限度額認定証」を提示していただく必要があります。ただし、右表の第1段階から第3段階に該当する場合でも、①世帯分離している配偶者が市県民税課税、②市県民税非課税世帯でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円—のいずれかに該当する場合は、負担軽減は受けられません。

第1段階	生活保護の受給者等	
	第2段階	第3段階
第3段階	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が合計が80万円を超える人
第4段階	上記以外の人	

3. 一ヵ月(30日)の利用料合計の目安(概算計算です)

* 1. 介護保険料(D)+2. 施設利用料(H)を加えた合計額です。

(単位:円)

	介護保険負担割合	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
		1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
負担区分	第1段階	57,014	59,143	61,430	63,559	65,607					
	第2段階	59,714	61,843	64,130	66,259	68,387					
	第3段階	82,214	84,343	88,030	88,759	90,887					
	第4段階	130,514	153,960	132,643	158,217	134,930	162,792	137,059	167,049	139,197	171,307

* 別途自己負担項目と、個別サービス利用料および実費は利用料合計の目安には入っていません。

特別養護老人ホームくりや苑(短期入所生活介護)利用料金表

1. 介護保険自己負担部分

(単位:円)

		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
		1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護保険負担割合		1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
A	介護保険自己負担額(月額)	688	1,377	755	1,511	827	1,655	894	1,789	962	1,924
B	加算項目自己負担額計(月額)	42	85	42	85	42	85	42	85	42	85
C	自己負担額合計(月額)=A+B×1.059	773	1,548	844	1,690	920	1,843	991	1,985	1,063	2,128

* 介護職員処遇改善加算 5.9%

2. 施設利用自己負担部分

(単位:円)

		利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
D	食費自己負担額(月額)	*ご利用者ご本人の収入に応じて負担軽減制度があります。	300	390	650	1,600
E	居住費自己負担額(月額)		820	820	1,310	1,970
F	自己負担額合計(月額)=D+E		1,120	1,210	1,960	3,570

*第4段階の方の食事は、3食すべて召し上がった場合の金額です。

* 居住費と食費の上限額の適用(負担軽減)について

施設サービスやショートステイを利用する場合、所得の低い人の居住費と食費は所得の段階に応じて負担上限が定められています。

上記表の上限額の適用(負担軽減)を受けるためには、住所地の介護保険担当課へ「介護保険負担限度額認定申請書」を提出し、交付された「介護保険負担限度額認定証」を提示していただく必要があります。

ただし、右表の第1段階から第3段階に該当する場合でも、①世帯分離している配偶者が市県民税課税、②市県民税非課税世帯でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円—のいずれかに該当する場合は、負担軽減は受けられません。

第1段階	生活保護の受給者等	
第2段階	世帯全員が市町村税非課税である	老齢福祉年金の受給者
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第4段階	上記以外の人	

3. 1日の利用料合計の目安(概算計算です)

* 1. 介護保険料(C)に、2. 施設利用料(F)を加えた合計額です。

(単位:円)

		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
		1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
負担区分	第1段階	1,893	/	1,904	/	2,040	/	2,111	/	2,183	/
	第2段階	1,983	/	2,054	/	2,130	/	2,201	/	2,273	/
	第3段階	2,733	/	2,804	/	2,880	/	2,951	/	3,023	/
	第4段階	4,343	5,118	4,414	5,260	4,490	5,413	4,561	5,555	4,633	5,698

*当事業所で送迎を行う場合は、送迎費用として別途187円(片道・介護保険負担割合1割の場合)ご負担願います。

* 別途自己負担項目と、個別サービス利用料および寝費は利用料合計の目安には入っていません。